

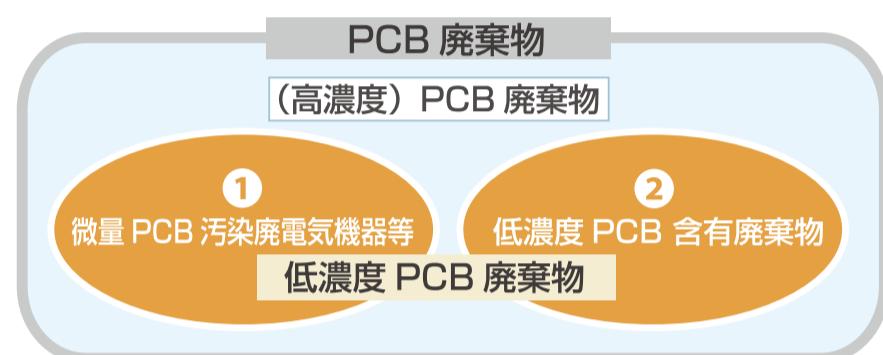
# 低濃度PCB処理事業

## 処理実績 No.1 DOWAの低濃度PCB無害化処理

### 低濃度PCB廃棄物とは

電気機器等に非意図的にPCBが混入した微量PCB汚染物と、PCB濃度が5,000mg/kg以下の低濃度PCB含有廃棄物とを合わせて、低濃度PCB廃棄物と総称されています。

	(高濃度) PCB廃棄物	低濃度PCB廃棄物
定義	PCBを使用した電気機器廃棄物 ・一般的にコンデンサは PCB濃度概ね100% ・一般的にトランジスタは PCB濃度概ね60%	・微量PCB汚染廃電気機器等 ：非意図的にPCBが混入した廃棄物 ・低濃度PCB含有廃棄物 ：PCB濃度が5,000mg/kg以下の廃棄物
処理先	日本環境安全事業(株)(JESCO)	無害化処理認定施設 PCBに関する特別管理産業廃棄物処理の許可施設



### 背景

昭和43年 カネミ油症事件発生 → PCBの毒性が社会問題化

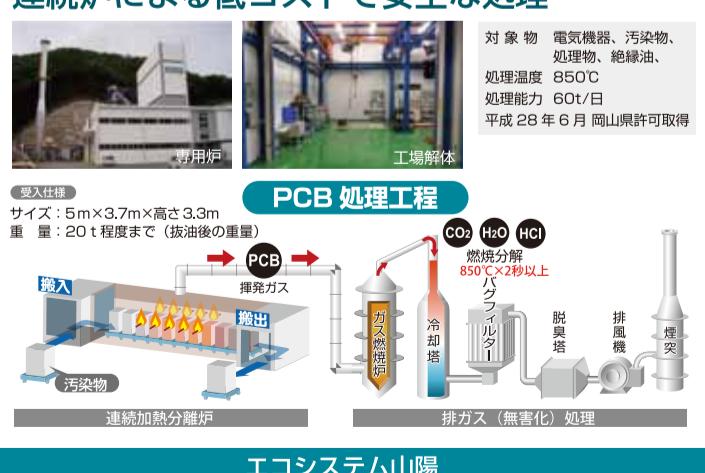
昭和47年 通産省通達によりPCBの製造・販売の禁止

平成13年	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB特措法)の制定 → 平成28年までの処理完了を義務付け
平成14年	微量PCB汚染絶縁油の存在が判明
平成16年	高濃度PCB廃棄物の処理開始
平成17年	環境省が微量PCB廃棄物の焼却実証試験を開始
平成22年	廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の改正 → 微量PCB廃棄物処理施設の無害化認定制度制定
平成24年	PCB特措法施工令の一部改正 → 処理期限が平成39年までに延長
平成28年	PCB特措法施行令の一部改正 → 高濃度PCB廃棄物の処理期限が平成30~35年に短縮

### DOWAグループ 低濃度PCB廃棄物の処理拠点



#### 連続炉による低コストで安全な処理



### 抜油、解体、運搬、処理、リサイクルまでのトータルコーディネート

